

☆☆☆コロナとわたしたち⑧☆☆☆

子どもたちが長く学校を休まなければならない生活は、子どもと大人の両方に、長期の負担がかかっています。子どもたちの成長と生活を、「学校（教育）というしくみ」が支えていることが、あらためて実感されます。この機会に、子どもたちの成長を支えるもう一つのしくみ、すなわち「子どもの福祉（児童福祉）のしくみ」を、主な法律を通じて、ほんの少し学んでみましょう。

2020年5月 青塚 徹

1. 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

1989年の国連総会で採択され、1994年に日本も^{ひじゅん}批准しました。この条約を批准した国は、子どもを一人の人間として尊重し、社会全体で子どもを育て守っていくしくみを、自国に整備していく責任を負います。

2. 「児童福祉法」

現行の児童福祉法は、1947年に^{しこう}施行されました。この法律は、子どもの福祉の憲法といえる法律です。どんな事情を抱える子どもであっても、生活、成長や教育の機会を保障することは、大人の責任であることをこの法律は示しています。子どもに関する公的なしくみを作り、「保育所」、「児童相談所」、「児童養護施設」といった施設や、障害を持つ子どもたちのための様々な施設を設けることなども、この法律に定められています。なお、この法律で言う「児童」とは、0歳から18歳未満の子どもをいいます。

3. 「児童虐待の防止等に関する法律」

1990年代、親がしつけを超えて子どもに暴力をふるうということが、欧米の国々と同様に社会問題として取り上げられるようになりました。このため、「児童虐待」という問題に、真剣に向き合わなければならないことが、日本でも実感されるようになりました。1994年に「児童の権利に関する条約」を日本も批准したこともあり、2000年にこの法律は施行されました。

4. 「少年法」

少年法は、犯罪を犯した子どもたちに、なんらかの処罰を与えるための法律です。一方、少年法は、子どもを守るためのしくみの一つでもあります。罪を犯した子どもであっても、その後の人生は長く、よりよく生きられる可能性は高いからです。そのため、生きていくための知恵を与える^{きょうせい}矯正教育なども行います。なお、少年法で言う「少年」とは、0歳から20歳未満の子どもをいいます。

4. おわりに・・・

社会の変化の速さに、上に書いたしくみが追いついていない現状があります。さらに、コロナウイルス感染拡大による影響から、どのように子どもたちを守っていくか、私たち大人が知恵を絞らなければならないと思います。